

第八章 評議員會及常議員會

第二十六條 評議員會は毎年一回之を開く但し會長に於て必要と認めたる時は臨時之を召集する事を得
評議員四分の一以上又は幹事より會議の目的たる事項を示して請求を以たる時は臨時評議員會を開く事を得

第二十七條 評議員會の議長は會長之に當る

第二十八條 評議員會の議事は出席者の過半数を以て之を決す可否同數たる時は議長の決する處に依る

第二十九條 常議員會は必要に應じて會長之を召集す
第二十六條第二項、第二十七條及び第二十八條の規定は之を常議員會に準用す

第三十條 常議員會に於て議決すべき事項左の如し

- 一、評議員會より委任を受けたる事項
- 二、評議員會の議に附すべき事項にして臨時急施を要し會長に於て之を召集するの暇なしと認めたる時
- 三、前各號の外會長に於て必要と認めたる事項

第九章 支部及び特別機關

第三十一條 事業の執行上必要ある時は評議員會の議決を經支部及特別機關を設くる事を得

第三十二條 支部及特別機關に關する規定は評議員會の議決を經て之を定む

第十章 神則

第三十三條 本寄附行爲の施行に關し必要なる細則は